資料２－１

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について(概要)

１　提案理由

子ども・子育て支援金制度の創設による国民健康保険法施行令の改正に伴い保険料の算定方法を整備するほか、被保険者一人当たり医療費の増加等による国民健康保険事業費納付金の増額に伴う保険料率の改定を行うため。

２　改正内容

国民健康保険料率の整備・改定

●内容

		令和７年度 本市保険料率 （Ａ）	令和８年度 本市保険料率 （Ｂ）	本市保険料率 引き上げ分 （Ｂ－Ａ）	令和８年度 標準保険料率
医療分	所得割率	7.62%	7.62%	－	7.45%
	均等割額	21,000円	27,000円	6,000円	45,999円
	平等割額	18,000円	18,000円	－	－
後期分	所得割率	2.62%	2.86%	0.24%	2.91%
	均等割額	12,000円	15,000円	3,000円	17,840円
介護分	所得割率	1.81%	2.26%	0.45%	2.64%
	均等割額	15,000円	18,000円	3,000円	19,084円
子ども分 【創設】	所得割率	－	0.31%	0.31%	0.31%
	均等割額	－	1,860円	1,860円	1,943円
	18歳以上 均等割額	－	140円	140円	146円

※標準保険料率…千葉県によって示される、県内統一の算定方式に基づく納付金を支払うために賦課するべき標準的な保険料率。

※低所得世帯は、世帯の所得金額に応じて均等割額・平等割額に７割・５割・２割の軽減措置が適用される。

●影響額

医療分	313,000,000円
後期分	282,000,000円
介護分	165,000,000円
子ども分	361,282,000円
計（Ａ）	1,121,282,000円
令和８年度被保険者数見込み（Ｂ）	84,760人
一人当たり影響額（Ａ÷Ｂ）	13,229円

３　施行期日

令和８年４月１日（令和８年度保険料から適用）

こどもまんなか
こども家庭庁

【参考資料】子ども・子育て支援金制度の創設

資料2-2

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和８年度に創設**する。

【子ども・子育て支援法】

① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和８年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収**すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）
- ■ 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- ■ 共働き・共育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第１号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- ■ こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ■ 児童手当（R6.10～）　■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

＊支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間は、右図のとおり按分）**。

③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。

④ 政府は、**令和６～10年度までの各年度に限り**、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において**子ども・子育て支援特例公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。

⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。
- **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
- **令和８～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和８年度概ね6,000億円、９年度概ね8,000億円、10年度概ね１兆円）**
- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること等

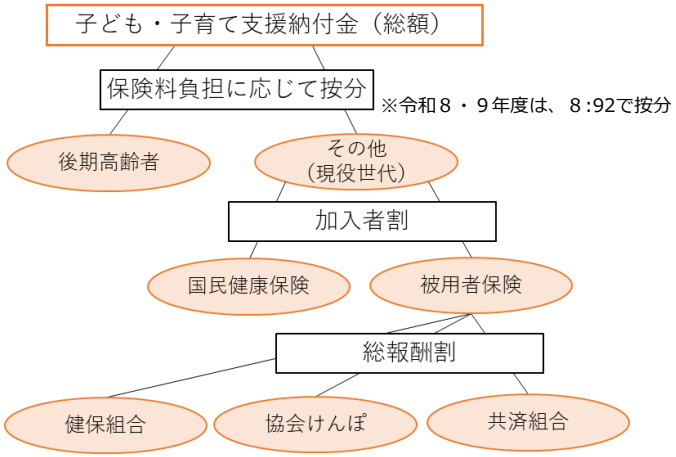

【医療保険各法等】

① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。

② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める**。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。